

令和7年度介護施設等経営改善・従事者待遇改善等緊急支援事業費補助金 (介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業) 交付要綱

(目的)

第1 介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない待遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度介護報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行うことを目的として、「令和7年度介護保険事業費補助金(介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業等)交付要綱」(令和7年12月25日付け厚生労働省発老1225第3号厚生労働事務次官通知。)及び「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実施要綱」(令和7年12月25日付け老発1225第3号厚生労働省老健局長通知。(以下「実施要綱」という。))に基づき、予算の範囲内で岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の対象及び補助額の算定)

第2 本事業の対象は、以下のいずれかに該当する介護サービス事業所又は介護保険施設(介護予防・日常生活支援総合事業を含む。以下「介護サービス事業所等」という。)とする。

- ① 別表第1表1に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、実施要綱6(1)の要件を満たすもの
- ② 別表第1表2に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、実施要綱6(2)の要件を満たすもの
- ③ 別表第1表3に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、実施要綱6(3)の要件を満たすもの

本事業が人材流出を防ぐための緊急的対応としての支援であることを踏まえ、基準月は令和7年12月とし、原則、令和7年12月におけるサービス提供による報酬額から、6月分の補助額を算出することとする。

その他の対象要件は、実施要綱のとおりとし、サービス区分、交付率及び対象経費は別表第1のとおりとする。

2 介護サービス事業所等に対する補助額は、以下の式により被保険者ごとの補助額を算出し、介護サービス事業所等ごとに補助額を合計して算定することとする。なお、被保険者ごとの補助額の算出に当たっては、1円未満の端数は切り捨てとする。

被保険者ごとの補助額 = 基準月の介護総報酬(a) × 交付率(b)

- a 基準月の介護総報酬は、基準月の介護報酬総単位数(基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。)に、1単位の単価を乗じたもの。
- b 交付率は、サービス類型及び補助金の要件別に6月分として設定された別表第1表1、表2及び表3に掲げる交付率とする。

(特別な事情に係る届出)

第3 事業の継続を図るために、職員の賃金水準(待遇改善加算による賃金改善分を除く。)を引き下げた上で賃金改善を行うときは、令和7年度介護施設等経営改善・従事者待遇改善等緊急支援事業費補助金(介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業)特別事情届出書(様式第4号)及び実施要綱8(5)で定める事項を記載した特別な事情に係る届出書(様式第4号別紙)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助事業の目的の変更を伴わない内容の軽微な変更(補助金額の変更を伴わないものに限る。)とする。

(申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(補助金の支払)

第6 知事は、第2の規定に基づき、岩手県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）が算定した補助額を支払うものとする。

2 補助金の支払いを受けようとするときは、国保連が算定した補助額を令和7年度介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）請求書（様式第5号）により知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第8 補助事業者は、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

(前金払)

第9 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、令和7年度介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）前金払請求書（様式第6号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならぬ。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第10 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のこと）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により知事に報告しなければならぬ。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならぬ。

(提出書類及び提出期日)

第11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第12 この要綱に定めるものほか、この補助金の交付に関する必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月9日から施行する。

別表第1（第2関係）

表1 令和7年度介護施設等経営改善・従事者待遇改善等緊急支援事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）
対象サービス（実施要綱6（1）に該当するサービス）

1 サービス区分	交付率					7 対象経費
	2 ①+②+③ (うち賃金改善経費分)	3 ①+③ (うち賃金改善経費分)	4 ① (うち賃金改善経費分)	5 (参考) ②	6 (参考) ③	
訪問介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%	実際に対象事業所等の賃金改善又は職場環境改善に充てられた経費のうち実施要綱の「7補助対象経費」で定める経費に該当するもの。 (別に定める実績報告書の提出期日までに事業を完了したものに限る。)
夜間対応型訪問介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%	
(介護予防) 訪問入浴介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%	
通所介護	19.2% (16.2%)	15.6% (12.6%)	12.6% (12.6%)	3.6%	3.0%	
地域密着型通所介護	24.6% (21.0%)	20.4% (16.8%)	16.8% (16.8%)	4.2%	3.6%	
(介護予防) 通所リハビリテーション	16.8% (14.4%)	13.8% (11.4%)	11.4% (11.4%)	3.0%	2.4%	
(介護予防) 認知症対応型通所介護	34.8% (28.8%)	27.6% (21.6%)	21.6% (21.6%)	7.2%	6.0%	

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、第一号訪問事業は訪問介護と、第一号通所事業は通所介護と同じとする。

注 短期利用型サービスも含む。

表2 令和7年度介護施設等経営改善・従事者待遇改善等緊急支援事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）
対象サービス（実施要綱6（2）に該当するサービス）

1 サービス区分	交付率					7 対象経費
	2 ①+②+③ (うち賃金改善経費分)	3 ①+③ (うち賃金改善経費分)	4 ① (うち賃金改善経費分)	5 (参考) ②	6 (参考) ③	
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.6%	実際に対象事業所等の賃金改善又は職場環境改善に充てられた経費のうち実施要綱の「7補助対象経費」で定める経費に該当するもの。 (別に定める実績報告書の提出期日までに事業を完了したものに限る。)
地域密着型特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.6%	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	24.0% (19.2%)	18.6% (13.8%)	13.8% (13.8%)	5.4%	4.8%	
看護小規模多機能型居宅介護	18.0% (15.0%)	14.4% (11.4%)	11.4% (11.4%)	3.6%	3.0%	
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	27.0% (21.6%)	20.4% (15.0%)	15.0% (15.0%)	6.6%	5.4%	
介護福祉施設サービス	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%	
地域密着型介護老人福祉施設	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%	
(介護予防) 短期入所生活介護	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%	
介護保健施設サービス	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)	3.0%	2.4%	
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)	3.0%	2.4%	
介護医療院サービス	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)	1.8%	1.2%	
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等・医療院)	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)	1.8%	1.2%	

注 短期利用型サービスも含む。

表3 令和7年度介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）
対象サービス（実施要綱6（3）に該当するサービス）

1 サービス区分	2 交付率 (うち賃金改善経費分)	3 対象経費
（介護予防）訪問看護	13.2% (13.2%)	実際に対象事業所等の賃金改善に充てられた経費のうち実施要綱の「7 補助対象経費」で定める経費に該当するもの。
（介護予防）訪問リハビリテーション	10.8% (10.8%)	
居宅介護支援、介護予防支援	15.0% (15.0%)	（別に定める実績報告書の提出期日までに事業を完了したものに限る。）

注 介護予防・日常生活支援総合事業による第一号介護予防支援事業を行う事業所は、居宅介護支援、介護予防支援と同じとする。

表4 令和7年度介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）
非対象サービス

1 サービス区分	2 交付率
（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、	0%
（介護予防）居宅療養管理指導	

別表第2（第10関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	<p>令和7年度介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）交付申請書</p> <p>1 令和7年度介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）計画書（総括表）</p> <p>2 令和7年度介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）計画書（個票）</p> <p>3 その他知事が必要と認めるもの</p>	<p>様式第1号</p> <p>様式第1号 別紙1又は 別紙2</p> <p>様式第1号 別紙3</p>	<p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p>	別に定める日
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	<p>令和7年度介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）変更（中止、廃止）承認申請書</p> <p>1 変更に係る届出書（令和7年度介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業））</p> <p>2 令和7年度介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）計画書（総括表）</p> <p>3 令和7年度介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）計画書（個票）</p> <p>4 その他知事が必要と認めるもの</p>	<p>様式第2号</p> <p>様式第2号 別紙</p> <p>様式第1号 別紙1又は 別紙2</p> <p>様式第1号 別紙3</p>	<p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p>	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の15日前まで
規則第13条第1項の規定による書類	<p>令和7年度介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）実績報告書</p> <p>1 令和7年度介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）実績報告書</p> <p>2 令和7年度介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）実績報告書（施設・事業所別個表）</p> <p>3 その他知事が必要と認めるもの</p>	<p>様式第3号</p> <p>様式第3号 別紙1</p> <p>様式第3号 別紙2</p>	<p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p>	別に定める日
第6の2の規定による書類	<p>1 令和7年度介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）請求書</p> <p>2 その他知事が必要と認めるもの</p>	様式第5号	<p>1部</p> <p>1部</p>	別に定める日